

○滑川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月 8 日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただ

し、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成29年5月9日条例第16号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	滑川町こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第19号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第21号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	難聴児補聴器購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

5 町長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第26号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第6号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	国民健康保険に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いに関する事務であって規則で定めるもの
10 町長	国民健康保険擬制世帯における世帯主変更に関する事務であって規則で定めるもの
11 町長	滑川町国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和62年条例第5号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
12 町長	国民健康保険高額療養費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
13 町長	国民健康保険出産費資金貸付事業に関する事務であって規則で定めるもの
14 町長	介護保険利用者負担額の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	滑川町立幼稚園保育料条例（平成27年条例第17号）による保育料の額に関する事務であって規則で定めるもの
17 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
18 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
19 教育委員会	補足給付補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
20 教育委員会	滑川町教育振興奨学資金貸与条例（昭和59年条例第3号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
21 教育委員会	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金の交

付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 町長	滑川町子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」とい</p>

		う。) であって規則で定めるもの (2) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	障害者日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	難聴児補聴器購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費助成金の支給に関する事務であ	(1) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの	(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
9 町長	国民健康保険に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	国民健康保険擬制世帯における世帯主変更に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	国民健康保険高額療養費資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 町長	国民健康保険出産費資金貸付事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 町長	介護保険利用者負担額の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	滑川町立幼稚園保育料条例による保育料の額に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

			則で定めるもの
6 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	補足給付補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	滑川町教育振興奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの